

土 監 発 第 3 6 号

平成29年8月28日

土浦市長 中 川 清 殿

土浦市監査委員 林 修

同 松 本 茂 男

平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金
不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22
条第1項の規定により、審査に付された平成28年度決算に基づく健全
化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載
した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見を提
出します。

平成28年度決算に基づく
健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

土浦市監査委員

健全化判断比率審査意見書

1 審査の方法

この健全化判断比率審査は、市長から提出された平成28年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

平成29年8月8日から同年8月17日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

健全化判断比率		早期健全化基準
①実質赤字比率	—	11.85
②連結実質赤字比率	—	16.85
③実質公債費比率	6.7	25.0
④将来負担比率	69.6	350.0

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

実質赤字の額はないため、早期健全化基準の11.85%と比較すると、これを下回っており、良好な状態にあると認められた。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字の額はないため、早期健全化基準の16.85%と比較すると、これを下回っており、良好な状態にあると認められた。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は6.7%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており、良好な状態にあると認められた。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は69.6%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っており、良好な状態にあると認められた。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

資金不足比率審査意見書

1 審査の方法

この資金不足比率審査は、市長から提出された平成28年度決算に基づく公営企業会計（下水道事業・農業集落排水事業・土浦駅前北地区市街地再開発事業・水道事業）の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

平成29年8月8日から同年8月17日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
土浦市下水道事業特別会計	—	20.0
土浦市農業集落排水事業特別会計	—	20.0
土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計	—	20.0
土浦市水道事業会計	—	20.0

(2) 個別意見

資金不足比率について

各公営企業会計における資金不足の額はないため、経営健全化基準の20.0%と比較するとこれを下回っており、良好な状態にあると認められた。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。